

# 女性活躍推進法に基づく 特定事業主行動計画

平成28年度～平成32年度

西北五環境整備事務組合

# 西北五環境整備事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日  
西北五環境整備事務組合管理者

西北五環境整備事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、西北五環境整備事務組合管理者が策定する特定事業主行動計画です。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

目標 1 平成 32 年度までに、係長以上の女性役付職員の割合を 1%以上とすることを目指す

目標 2 男性職員の育児休業等の取得推進

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた取組について

2. で掲げた数値目標その他の目標達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

- 1 所属長は、年度当初における業務分担において男女が平等に育成機会を与えられるよう意識的に業務を割り当てるなどして、幅広い業務経験を付与する。
- 2 職員に特別休暇（出産後の配偶者を支援するため取得できる「配偶者出産休暇」並びに、妻の産前産後の期間中に未就学児を養育するための「育児参加のための休暇」）について周知するとともに、希望する職員が休暇を取得しやすい職場環境の整備に努める。